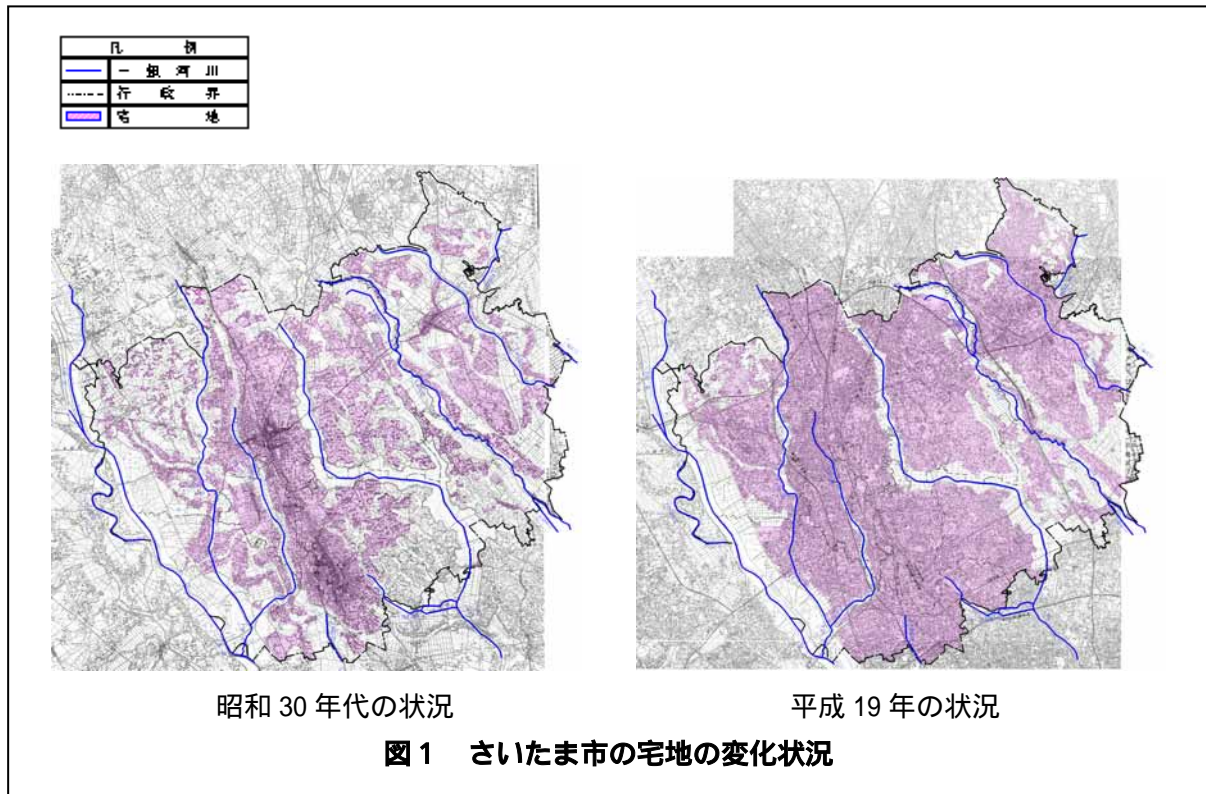


策定の目的

さいたま市総合雨水流出抑制対策指針は、市内における雨水の流出抑制を図るため、市が実施する雨水の貯留・浸透に関する施策の方針を定めることにより、都市型水害の軽減、河川平常流量の確保、地下水の回復と水質の改善、雨水の有効利用、ヒートアイランド現象の緩和等を図り、もって「安心・安全なまちづくり」や潤いのある都市環境の創造等に寄与することを目的として策定したものです。

策定の背景

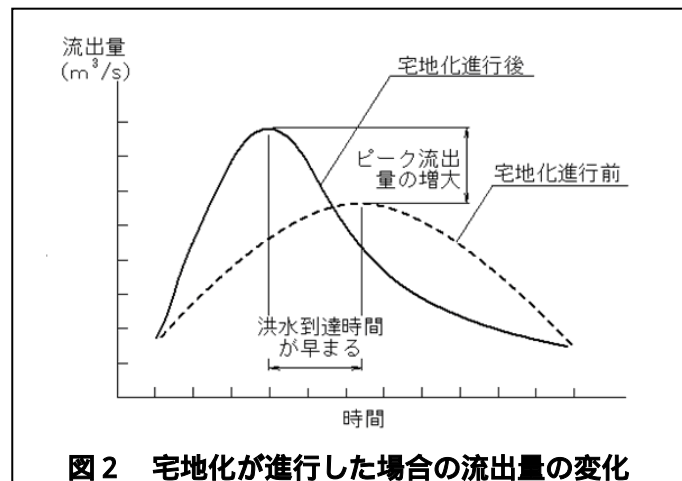
さいたま市は首都圏近郊という恵まれた立地条件から、高度成長期以降ベッドタウンとして宅地化が急激に進行し、**図1**に示すように市内の土地利用が大きく宅地化しています。



宅地化による土地利用の変化は、不浸透面積率の増大に繋がり、流域が本来持っている保水・遊水機能を減少させるため、降雨は短時間で河川に集中して、流出量の増加をまねき、浸水被害を引き起こす原因となっています。

宅地化の進行に伴う流出現象の変化を表したグラフを**図2**に示します。

この図に示すように宅地化が進むと、洪水の到達時間が早くなり、ピーク流出量が大きくなることがわかります。



さいたま市では、既往の浸水状況やこれら土地利用の変化に対し河川や下水道の治水施設を鋭意努力して整備していますが、現状において対応が追いついていない状況にあります。

また、**図3**に示すように近年はゲリラ豪雨などの異常気象として時間雨量 100mm 以上の降雨も多く、市が当面の目標としている時間雨量 50mm の治水施設の整備だけでは異常気象に係る水害を軽減することは困難な状況となってきています。

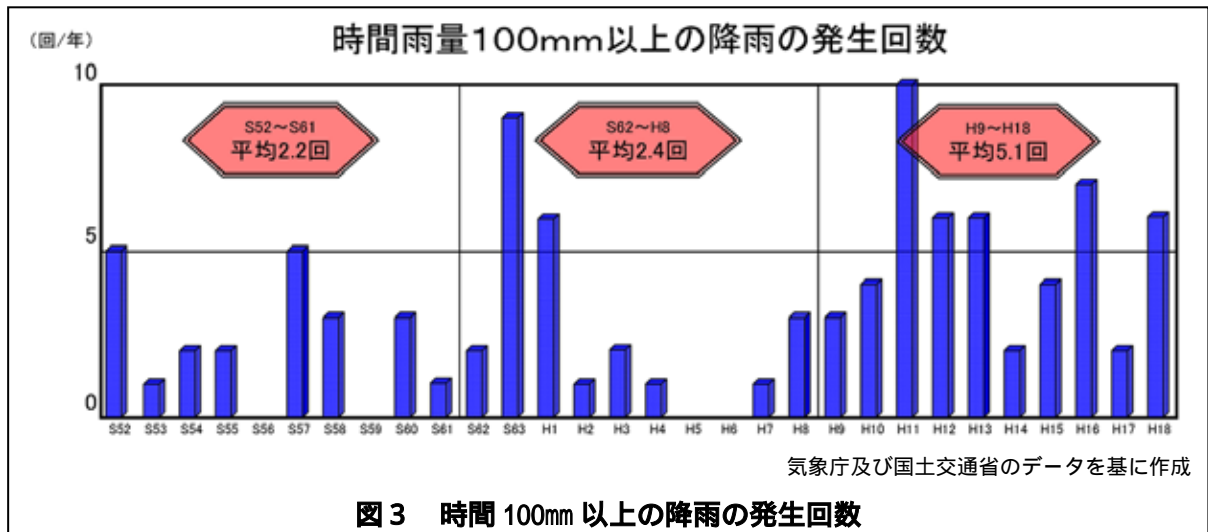


図3 時間 100mm 以上の降雨の発生回数

さらに、さいたま市の河川は全て市内を流れる一級河川に流入しているので、これら放流先の河川の整備状況に大きく影響され、さいたま市単独で浸水被害を軽減するのは困難な状況となっています。以上をふまえ、市全体としては治水施設の整備のみならず、雨水流出抑制施設の整備やソフト的な対策を含む総合的な治水対策を推進する必要があります。

総合的な治水対策

総合的な治水対策は**図4**に示すように、ハード対策としての治水施設や雨水流出抑制施設の整備と、ソフト対策としての適正な土地利用及び警戒・水防体制の整備があげられます。

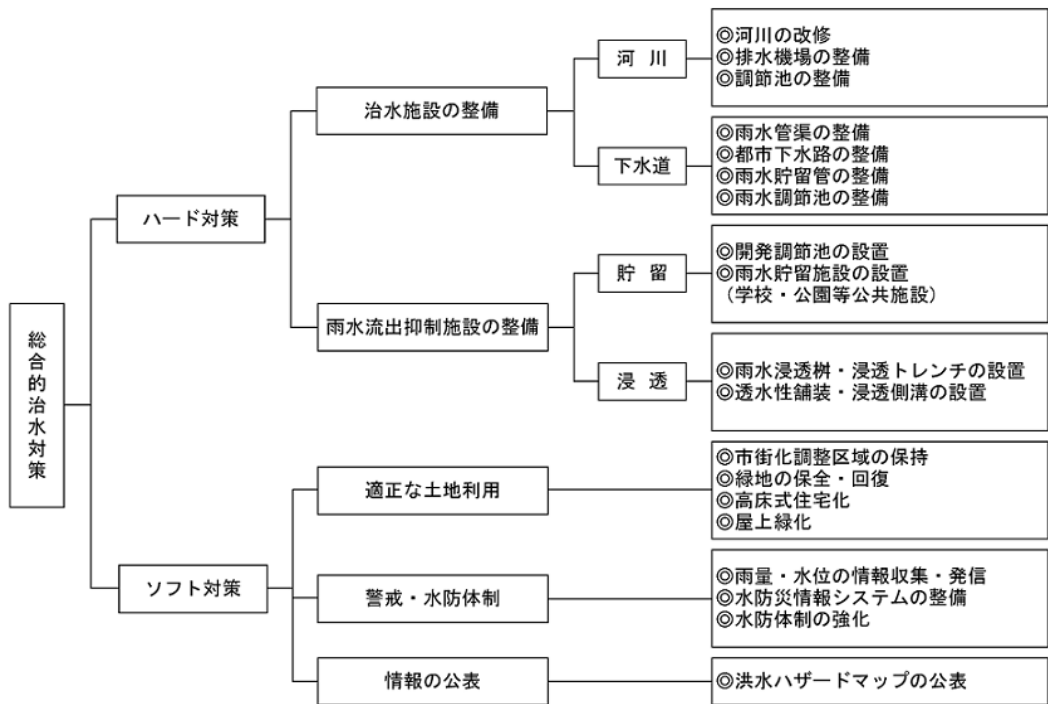


図4 . 総合的な治水対策の概念図

基本的な枠組み

総合雨水流出抑制対策の基本的な枠組みは下記のとおりとしています。

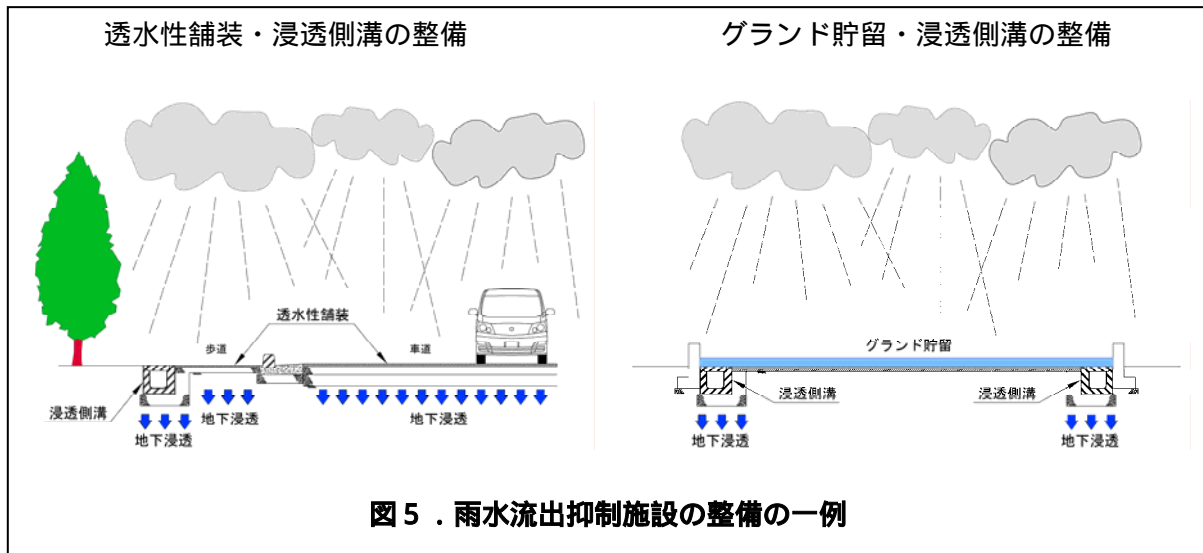
- 1) 市内における雨水流出抑制対策は、河川や下水道等の治水施設の整備と併せ、広く実施することを基本とする。
- 2) 市で実施する全ての工事は、本指針に準拠して雨水流出抑制対策を実施する。また、土地区画整理事業などの開発行為においては、指針に基づいて併せて雨水流出抑制対策を実施する。

市が実施する土地区画整理事業などの開発行為においては、雨水流出抑制が義務付けられており、指針に基づいて雨水流出抑制対策を実施した場合、その対策を重複して実施することにもなりません。しかし、河川や下水道が当面の目標としている時間雨量 50mm で整備されても、ゲリラ豪雨などの異常気象などに対し、都市型水害の軽減を図り、治水安全度を向上させる必要があるため、市が実施する全ての工事と同様に、指針に準拠した雨水流出抑制対策を実施することとしています。

雨水流出抑制施設の整備

指針では工事・工種や地域特性を十分考慮して図5に示すような雨水流出抑制施設の整備に努めることとしており、河川工事、道路工事、排水構造物工事、公園・グランド整備工事、営繕工事の主要5工事において雨水流出抑制対策メニューを整理しています。

なお、市内には地盤の状況により浸透の適地・不適地が存在するため、地域特性を考慮して雨水流出抑制施設の設置に努めるものとしています。



今後の雨水流出抑制対策の方針

市内の河川や下水道の整備状況、近年の異常降雨の発生状況及び雨水排水を一級河川に依存する水理的地形特性を踏まえると、総合的な雨水流出抑制対策は、市域の「安心・安全なまちづくり」には欠かせない対策となっています。

今後においても、各事業を実施する部局が鋭意努力、工夫をして雨水流出抑制対策を行うことが重要であると考えています。